

## 高松市「いざ里山」市民活動支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、里山の保全に関する事業を行う市民活動団体等に対し、情報提供、助言、指導等を行うとともに、予算の範囲内で当該事業に要する経費の一部を助成することにより、市内の里山の保全の推進に資することを目的とする。

### (対象事業)

第2条 支援対象事業は、本市と「いざ里山」市民活動支援協定（以下「協定」という。）を締結した別表に掲げる実施主体（以下「実施主体」という。）が行う次に掲げる事業とする。

- (1) 協定に基づく活動であり、里山の保全・整備に資するものであること。
- (2) 里山を活用した地域おこしや自然環境学習及びイベント等の普及啓発活動であること。
- (3) 営利を目的としないものであること。
- (4) 政治活動または宗教活動でないこと。
- (5) 森林法その他法令に違反した活動でないこと。
- (6) 土地所有者の承諾を得た活動であること。
- (7) その他市長が必要であると認める事業

### (対象事業地等)

第3条 協定を締結することができる対象事業地は、従来から生活の一部として利用されている里山のうち、市長が適当と認める区域とする。

2 対象事業地の区域は、重複することができない。過去に対象事業地として指定されていた区域についても、同様とする。

### (支援の内容)

第4条 市長は、実施主体から提出のあった事業内容を審査し、適当と認められるときは、協定を締結し、情報提供、助言、指導等の支援を行うものとする。

2 市長は、実施主体に対し、対象事業地ごとに5年間、補助金を交付することができる。

3 前項の補助金の交付手続等については、高松市補助金等交付規則(昭和54

年高松市規則第12号)第3条から第5条まで及び第7条から第12条までの規定を適用する。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年7月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

実施主体	1 地域住民団体 2 ボランティア団体 3 NPO法人 4 企業 5 その他市民活動団体で市長が認める団体
------	---